

令和4年11月
山口県農業協同組合

電子手形交換所への移行に伴う資金化時刻の訂正について（お詫び）

平素はJA事業全般にわたり、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和4年10月付通知「手形交換所の廃止に伴う電子手形交換所への移行について」において資金化時刻が変更される旨のお知らせをいたしましたが、一部時刻の表示が誤っておりましたので、訂正してお詫び申し上げます。なお、該当の個所は以下のとおりです。

・訂正箇所

お取引形態による変更点のうち、JA窓口到他金融機関の手形・小切手をご呈示いただく場合における手形の資金化時刻です。

正	誤
② JA 窓口到他金融機関の手形・小切手 をご呈示いただく場合 払戻可能日時について、小切手は、JA 受付日から数えて5営業日後の16時、 <u>手形は、支払期日の翌営業日の24時と なります。</u>	② JA 窓口到他金融機関の手形・小切手 をご呈示いただく場合 払戻可能日時について、小切手は、JA 受付日から数えて5営業日後の16時、 <u>手形は、支払期日の翌営業日の16時と なります。</u>

アンダーラインが訂正箇所です。